

石川県森林公園フィールドアスレチック遊具等整備（設計・施工）工事 プロポーザルに伴う要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は「石川県森林公園フィールドアスレチック遊具等整備（設計・施工）工事」における設計・施工一括発注公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

公募型プロポーザルの参加者は、この要求水準書に明記されている事項を満たした上で、企画提案を行うことができる。また、審査の結果、「石川県森林公園フィールドアスレチック遊具整備（設計・施工）工事」を請け負った者（以下「請負者」という。）は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2 工事名

石川県森林公園フィールドアスレチック遊具等整備（設計・施工）工事

3 工期

契約締結の日から令和5年3月24日まで

4 内容

石川県森林公園リニューアル整備に伴い、移転新設するフィールドアスレチック遊具等に係る設計及び施工の実施

- (1) アスレチック遊具施設整備一式（実施設計、製作・設置）
- (2) コース案内サイン、説明サイン等の製作・設置
- (3) セーフティマット等の安全対策施設の設置
- (4) 遊具設置に伴う既存樹の伐採、工作物の撤去移設、整地
- (5) その他付帯施設（休憩施設、フェンス、管理道路等）

5 要求水準

(1) 基本事項

ア 設置範囲

- ・フィールドアスレチック設置範囲内に配置する。（発着点及びアプローチ区間は固定）

※参考資料1参照

イ フィールドアスレチックについて

- ・対象年齢は小学生～大人とし、本格的なアスレチック遊具を配置する。
- ・フィールドアスレチック協会認定を前提とすることから、アスレチック遊具の設置数は20基とし、既製品ではないオリジナルのアスレチック、スコアカードを設ける等を要件とする。
- ・コース設定、全体のテーマ、ストーリーについて検討し、各アスレチック遊具のデザイン・構成及びネーミング、内容（遊び方等）について提案する。
- ・園内にある既存のアスレチック施設の利用動向（人気アイテム、安全性等）を踏まえて検討する。

※参考資料2参照

- ・森林や地形等を活かした、森林公園の豊かな自然に親しめるフィールドづくりを検討する。
※極力自然の地形を活かしたコース設計を行うものとし、地形改変、造成、伐木は必要最小限に留めること。
- ・景観になじみ、「木育」につながる材質、仕様を検討し石川県森林公園内で伐採された木材を使用する。
- ・木材は屋外木材保存剤で適切に処理し、薬剤注入証明書を提出し、木材の腐朽に対しては5年の保証を付与すること。
- ・利用動線及び景観性を考慮し、必要に応じて既存樹の伐採や移植を検討する。
- ・無断利用者の進入防止について配慮する。

(2) 共通事項

- ア 上限額の範囲内で、本要求水準書を満たす限りにおいて、追加して実施可能な自由な企画提案を行うことができる。
- イ 工事の遂行に当たっては、石川県と協議・調整のうえ実施すること。
- ウ 水準書に記載のない事項については、石川県と請負者の協議により対応を決定する。

(3) 設計指針

- ア 材質は、耐久性、耐食性に優れ、長寿命化に配慮したものとする。
- イ 維持管理（部品の交換・修繕等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとする。
- ウ コース全体の紹介や所要時間、各アスレチック遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した看板等を適切に配置し、安全性を考慮すること。
- エ アスレチック遊具の基準等は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、「遊具の安全に関する規準（最新版）（（一社）日本公園施設等協会）」又はこれと同等の基準に準拠すること。
- オ 安全な利用を確保する観点から、障害物や動線の混乱による衝突をなくすため、安全領域を十分に確保すること。
- カ 実施設計における設計図書（工事費内訳、実施図面）の妥当性については、石川県と協議・調整のうえ確認するものとし、石川県の了承をもって請負者は施工できるものとする。

(4) 施工条件

- ア 共通仕様書
 - ・設計図書の他、「土木工事共通仕様書(最新版)石川県土木部」の該当事項に準じて施工すること。
 - ・工事受注後は、速やかに着手すること。
 - ・製作工場内等におけるアスレチック遊具の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装厚確認等）、竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
- イ 資機材運搬は、搬入路となる園路等の舗装を傷めないよう十分に考慮し対応すること。
- ウ 建設副産物
 - ・現場から建設副産物が発生した場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律ならびに廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正に運搬・処分すること。
※伐採材の処分については指定箇所までの運搬までを業務対象とする。

※既存工作物の撤去については処分までを業務対象とする。

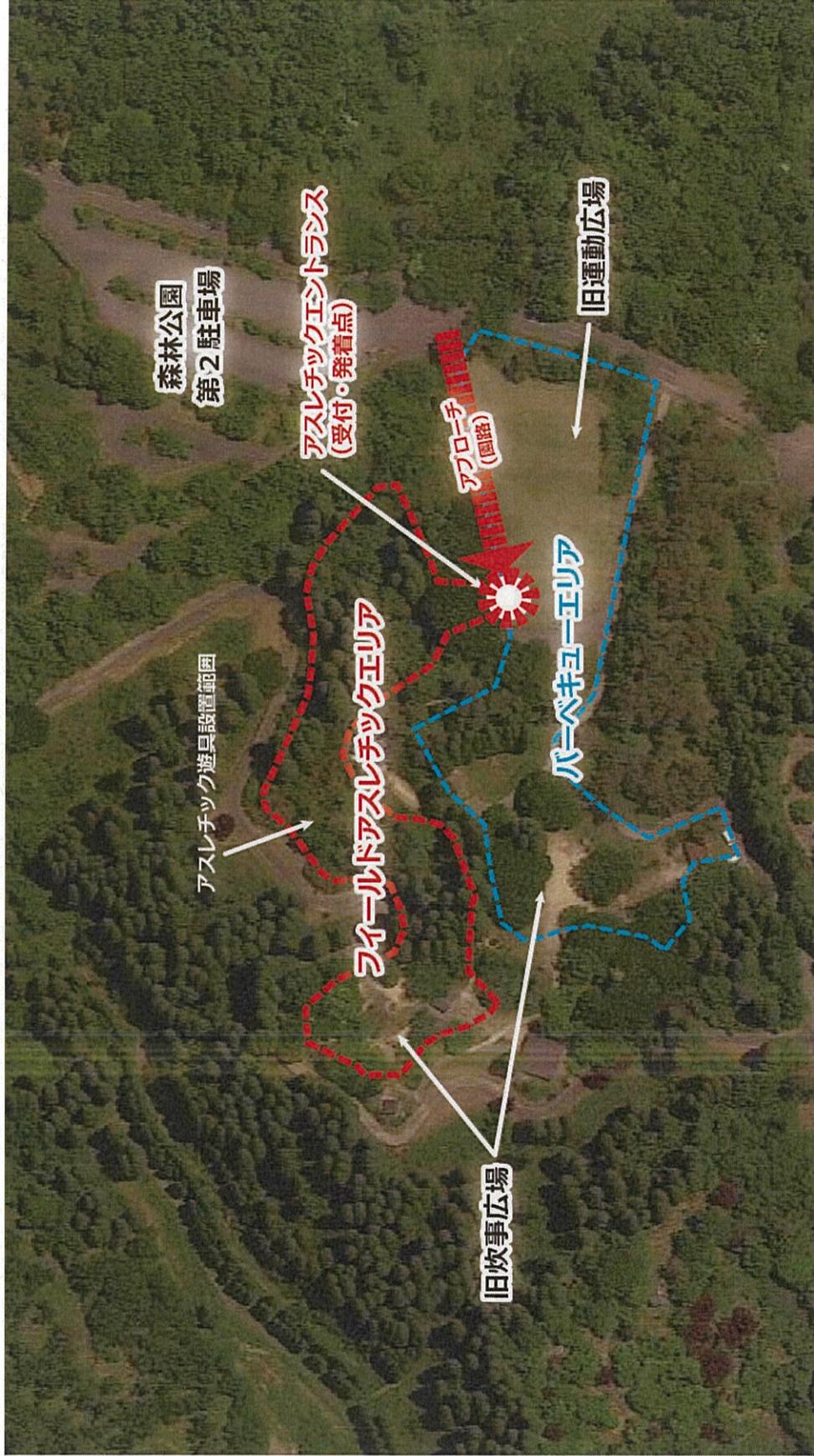
エ 安全管理

- ・公園利用者の安全を第一とすること。
- ・工事車両通行の際は、交通誘導員を配置するなど十分な安全対策を講じること。
- ・公園施設等を破損した場合は、請負者により補修等を行うこと。
- ・施工時間帯は、原則として土日祝日を除く午前 8 時から午後 5 時までとするが、詳細については管理者と協議が必要である。

6 保証・点検

- (1) アスレチック遊具施設は、請負者において「(一社) 日本公園施設業協会の総合賠償責任保険加入品」又は、これと同等以上の補償を満たす保険に加入すること。
- (2) 請負者において、製品保証をする。保証期間については、消耗材料で 2 年以上、構造材料については 5 年以上とする。
- (3) 請負者は、完成後 1 年間は遊具の定期点検を実施する。定期点検については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)」及び「遊具の安全に関する規準(最新版)((一社) 日本公園施設等協会)」又はこれと同等の基準に準拠するものとし、その成果を発注者へ報告する。

【参考資料1】設置範囲



画像 ©2022 Maxar Technologies, Planet.com, 地図データ ©2022

出典：Google earth

図 設置範囲

【参考資料 2】 既存のアスレチック施設の現状、要望等（関係者ヒアリングより）

- ・ 既存 15、16、22 は人気がある。
（まったく同じものということではないが、参考にできる分を反映できると良い。）



既存 15



既存 16



既存 22

- ・ 既存 40 のシーソー系は挟まる可能性があり危ない。



既存 40

- ・ 既存 26 の潜ったり閉塞空間となる系は蛇が入ったり、安全面の問題もあるので望ましくはない。



既存 26

- ・ 既存 11、27 等は比較的安価に小スペースで設置でき、面白そうなものはメインアイテムとは別に休憩所や四阿の下で体験できるようにしたい。



既存 11



既存 27